

# 平成31年度 笠岡市立金浦小学校 いじめ防止基本方針

## いじめに関する現状と課題

・本校のいじめの認知件数は年間数件とかなり少ない状態で推移しており、一昨年度と昨年度は0件であった。しかし、下校時や放課後の学童保育といった教師の目の届かないところでいじめに発展しうる生徒指導上の問題は発生している。今年度も、教職員間の情報共有、児童への指導、保護者との協力を日頃から大切にして、いじめの防止や早期発見に努めたい。いじめが発生した場合には、ダメージを受けた被害児童への心理的なケアや、加害児童やいじめを許した周辺児童への指導は継続していく必要がある。また、保護者のいじめに対する認識や受け止め方に大きな差異があるので、共通理解が得られるように学校からの啓発活動を充実させなければならない。

・不適切な言葉遣いやからかい、暴言などが、減少してきたとはいえ、依然としてなくなってはいない。また、ストレスを抱えたときに、いじめたい心がコントロールできずに攻撃的になり、トラブルにつながる場合もある。そこで、いじめへと発展させないための未然防止や学校全体のモラルを高めていくことが必要である。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

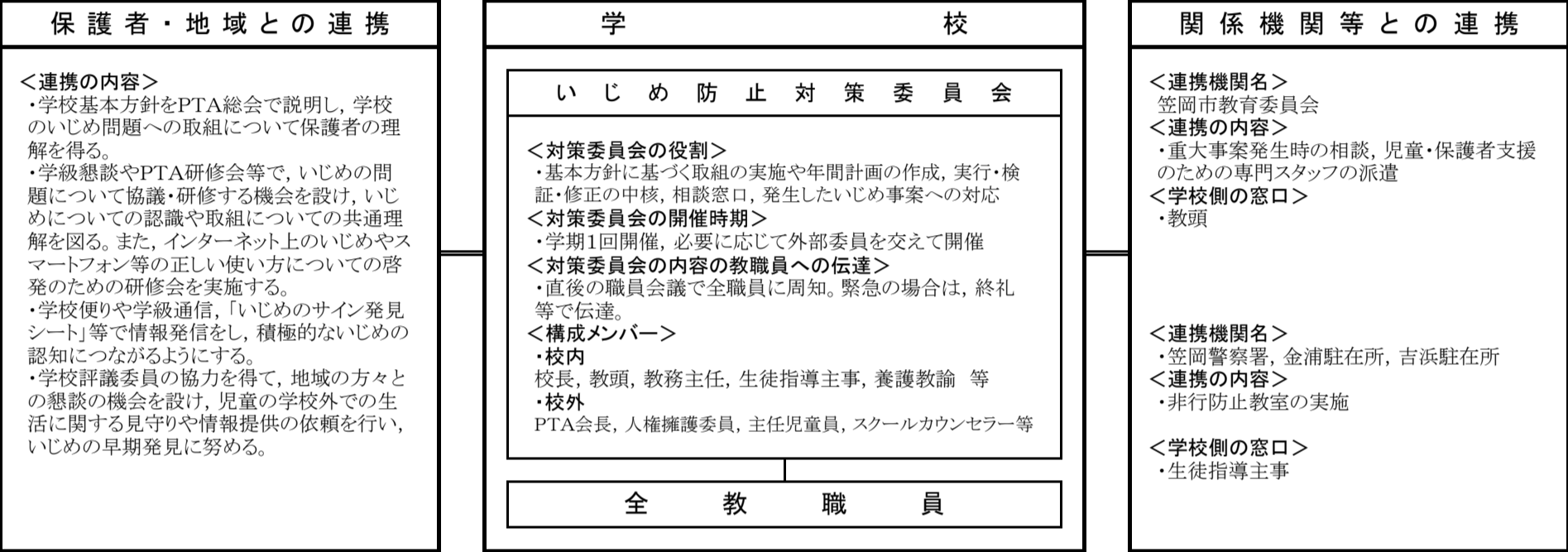
・学校をあげた取り組みを推進するために、いじめ防止対策委員会と生徒指導委員会を組織し、全職員が参画して、それぞれの立場から実効的ないじめ問題解決の取り組みを行う。

・「いじめは、絶対に許されない行為である」という基本認識に立ち、いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる「居場所のある」学校づくりを進める。

・いじめの早期発見のために、アンケートや教育相談を計画的に行うとともに、普段の観察や保護者との連携を図りながら得られた情報を教職員間で共有し指導に生かす。

**<重点となる取組>**

- ・学校の教育活動全体を通して、児童に、「いじめを許さない、見過ごさない、助長しない」ことの理解を促す。また、自分の存在と等しく他者も平等に尊重する態度とともに相手の気持ちを考えることのできる思いやりの心を養う。
- ・「いじめについて考える週間」を中心として、児童会や学級活動等において、いじめの問題を自分たちの問題ととらえ、いじめをしない・させない・放置しない取り組みを行う。
- ・2カ月に1度のアンケートと年2回の教育相談、毎日の終礼での情報交換や学期1回の生徒指導委員会で児童の実態の把握と情報の共有を図り、いじめの早期発見と問題解決に努める。



## 学 校 が 実 施 す る 取 組

①	いじめの防止	【教職員研修】 ・教職員の指導力向上のために、本校の「いじめ防止基本方針」についての研修を行い、「いじめ」に対する認識やいじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。 ・児童のインターネット利用状況を調査し、ネット上のいじめ防止について、児童への指導や保護者への啓発に役立てるための研修を外部講師を招聘して行う。 【児童会活動】 ・児童会を主体として、いじめの問題を自分たちの問題ととらえ、「いじめをしない・させない・放置しない」取り組みを、「いじめについて考える週間」や「人権週間」を中心に行う。 【居場所づくり】 ・日頃の授業や行事などの特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学級集団をつくるように努める。 【心の教育】 ・児童に対して、学校の教育活動全体を通じ、いじめを許さない、見過ごさない、助長しないことの理解を促す。また、自分の存在と等しく他者も平等に尊重する態度とともに相手の気持ちを考えることのできる思いやりの心を養う。 ・いじめの背景にあるストレス等の改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むソーシャルスキルトレーニングなどの手法を取り入れる。また、それらが活用できるように縦割り班活動や兄弟学年での活動など、人とかかわる体験活動の場を豊かにする。
②	早期発見	【実態把握】 ・児童の実態把握のためのアンケートを2カ月に1度実施する。また、年2回の教育相談を行うことで、児童の生活の様子を把握し、児童間のトラブルやいじめの早期発見を図る。 ・児童がいつでもいじめを訴えたり相談したりできるよう、児童との信頼関係を築いておく。 【情報共有】 ・毎日の終礼で「児童について」の情報交換や、学期1回の生徒指導委員会での気になる児童の現状や指導の経過等の情報交換を通して、全職員で課題や指導方法を共通理解し、問題の早期発見、早期解決に努める。 ・学校評議員や地域の方々との連携を深め、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。 【家庭への啓発・連携】 ・「いじめのサイン発見シート」を学期に1度保護者に配布し、いじめについての関心を高め、積極的ないじめの認知につながるようにする。また、普段から気になる事について連絡・相談できるような保護者との信頼関係を築く。 ・いじめ防止基本方針をHPで公開し、PTA総会やPTA研修会、学級懇談などでの説明を通して、いじめに対する認識を深めるとともに、いじめ防止やいじめの早期発見への協力を求める。
③	いじめへの対処	【いじめの有無の確認】 ・本校児童がいじめを受けているとの連絡や相談を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかにいじめの有無の事実確認を行う。 【いじめへの組織的対応の検討】 ・いじめが確認された場合は、「いじめ防止対策委員会」を開き、指導の方針・役割分担などを決定し、組織的、継続的な対応を行う。 ・笠岡市教育委員会に報告し、必要に応じて指示や指導を仰ぐ。また、犯罪行為が疑われる場合は、速やかに警察に通報し、連携を図る。 【被害児童への支援】 ・いじめがあったことが確認された場合は、いじめを受けた児童を守ることを最優先に、心のケアを含め当該児童及びその保護者に対して適切な支援を行う。 【加害児童への指導】 ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切で毅然とした対応を行う。また、保護者に対しては、当該児童の行為の背景を把握し、事実確認により判明した情報を適切に提供し、助言を行いながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 ・いじめる児童に対して教育上の指導を行う場合、必要に応じて教育委員会や関係機関(人権擁護委員や民生児童委員、児童相談所、警察、医療機関等)との適切な連携を図る。 【周辺児童への指導】 ・傍観者とならないことや自分の意志で善悪を判断し、正しいことを勇気をもって行動できるように指導する。また、いじめを許さない雰囲気醸成を図る。